

クールビューティ 荒川静香選手の金メダル獲得に沸いた、トリノ冬季オリンピックでした。フィギュアスケートをよく分からない私でさえ、優雅で美しい荒川選手の演技に言葉では言い表せない感動が込み上げてきました。自分らしさと究極の美を追い求めたことが、勝利の女神が微笑んだ要因だったように思います。あまりの感動に少し長い書き始めになってしまいましたが、ご容赦ください。さて今回のお話ですが、平成16年6月に道路交通法の一部が改正され、今年の6月1日から施行される駐車違反取締りの変更についてお話したいと思います。

VOL.70 駐車違反取締りの変更の話

違法駐車取締りの変更箇所

1.) 車両の所有者などを対象とした放置違反金の制度の導入

駐車違反が確認された車両の運転者が反則金を納付しない場合、その**車両の所有者などに反則金の納付が命ぜられます**。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間、車両の使用制限が命ぜられます。

2.) 民間の駐車監視員による駐車違反確認の実施

民間の駐車監視員が巡回し、駐車違反の車両を確認した場合、確認標章を取付ます。駐車監視員は、地域住民の意見・要望などを踏まえ策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動を行います。

3.) 悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車取締りの実施

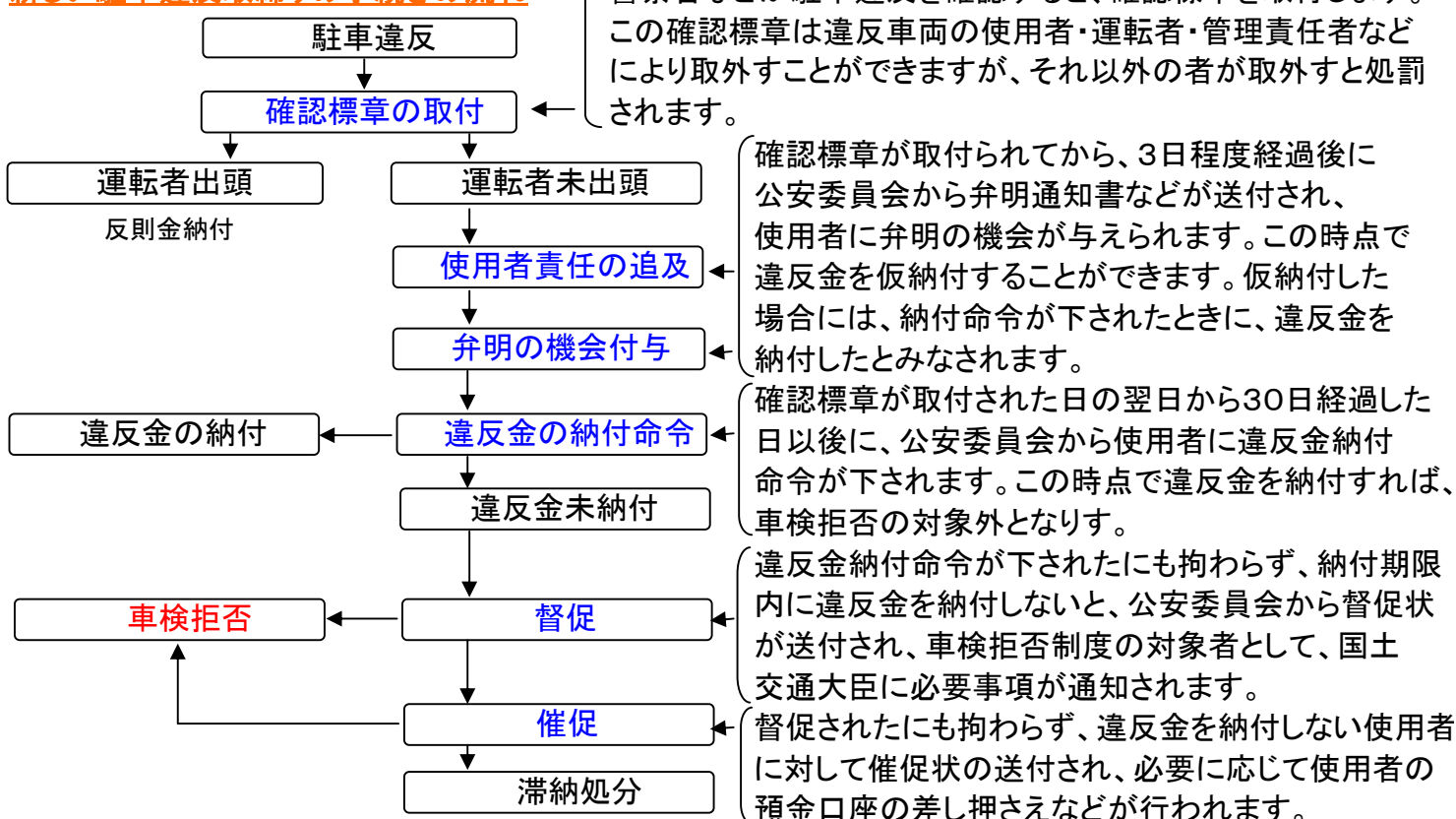
交通の大きな妨げになったり、事故の原因にも成りかねない危険な駐車に関して、駐車時間の長短に関わらず確認標章を取付ます。

4.) 車検拒否制度の実施

駐車違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象になるだけでなく、違反を車両の**車検を受けることができなくなります**。

以上4つが変更箇所になります。上記 1.)に「所有者など」とお書きしましたが、法律上は、車両を使用する権限を有し、車両の運行を支配、監督する車両の使用者が命令の対象となります。つまりリース契約車両や販売会社などが所有者になっている場合は、あくまでも車検証に記載してある使用者に反則金の納付が命ぜられることとなります。ここで考えられることは、〇〇重機が使用しているクレーン車が駐車違反を犯し、オペレーターの方が反則金を納付していないと、〇〇重機に反則金の納付が命ぜられ、更に反則金を滞納するとその車両の車検が受けられなくなります。

新しい駐車違反取締りの手続きの流れ



ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。